

★パート就労拡大へ補助金

政府はパートで働く主婦などが働く時間の延長・賃上げを条件に補助金を出し、社会保険料の負担を和らげる目的。

現在の制度では、年収が130万円を超えると年金や医療費の保険料が20万円近く発生するため『130万円の壁』と呼ばれ、パートの主婦は働く時間を抑える傾向。

平成28年10月から従業員501人以上の企業では厚生年金や健康保険の加入基準が変わり、企業も従業員も保険料が発生する。年収基準は106万円になる。

2016年4月から4年間実施するとしている。

受給の条件は、①～③の条件をすべて満たすこと！

- ① 大企業で2%以上、中小企業で3%以上の賃上げ
- ② パートの労働時間を週5時間以上延長
- ③ 厚生年金や健康保険に加入する

補助金の支給額は、

- ・労働時間の拡大に一人当たり20万円
- ・賃上げ率に応じて2万円以上

計1人22万円

社会保険に入る前は、

・時間給1,000円で週20時間働くと年収は104万円
所得税 200円(年)

雇用保険料 5,200円(年) **手取年収103万円**

・社会保険に入る場合、時間給を1,030円にUPし
週25時間働くと年収は133万円となります。

所得税 5,700円(年)

雇用保険料 6,650円(年)

健康保険料 65,796円(年)

厚生年金保険 115,322円(年) **手取年収113万円**

☆働く本人は、働く時間を週5時間増やすと社会保険を支払っても年10万円手取りが増えます！

もちろん、将来受取る年金も増えますよ！！

★会社は、パートに今までより週5時間働いてもらえますが、健康保険料と厚生年金保険料で年181,118円(月約1.5万円)人件費が掛かる計算となります。実質約2年分弱は補助金でまかなえます。

★アパレル業界、競争力向上めざし高齢者雇用

(一社)日本アパレル・ファッション産業協会はアパレル業界では高齢者活用の意識が極めて低いことから、メリット編とステップ編の2部構成のガイドラインを作成した。

メリット編では、人材活用化・競争力強化の手段として、高いスキルや経験を持つ人材をコストをかけずに柔軟に活用でき、人脈や顧客との信頼関係が企業にとっての財産になり得ると強調している。

ステップ編は①制度の枠組み作成、②仕事と働き方の決定、③処遇の決定、④活躍に向けての工夫の4段階を示した。②の働き方の決定では、高齢者が定年前と同じ業務を担うパターンと、担わないパターンをそれぞれ実例をあげて解説した。上司と部下が逆転してもやる気が下がらない方法として「高齢者自身が頼られていると感じることがキーワード」で「雇われる側の意識も変えていかなければ高齢者雇用は上手くいかない」と指摘している。

★「オワハラ調査」

人材コンサルティング業の(株)ディスコは「2016年度大学の就職・キャリア支援活動に関する調査」を公表した。64.8%の大学が学生から「オワハラ」に関する相談を受けたとしている。

オワハラとは企業が学生に対して就職活動を終わらせ、内定を受けるよう迫るハラスメントのことである。内容としては「内定承諾書(誓約書)の提出を求められた」「内定と引き換えに他社の選考を辞退するよう求められた」などが多く、「内定を承諾するまで何度も連絡をよこす」というケースもあった。大学側からは「理由はどうであれ、オワハラをする企業に学生を行かせる訳にはいかない」との意見が出ている。



シクシクメン